

## 令和2年 第1回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年1月29日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和2年第1回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 5号 非農地証明願について  
(追加議案)
- 日程第12 議案第 6号 農用地利用配分計画について

### 1 出席委員 (18名)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1番 三浦正勝委員、   | 3番 阿部一信委員、  |
| 4番 吉田優俊委員、   | 5番 岩淵敬一委員、  |
| 6番 佐竹きみ子委員、  | 7番 狩野善典委員、  |
| 8番 大場裕之委員、   | 9番 曾根金雄委員、  |
| 10番 千葉優子委員、  | 11番 鈴木春江委員、 |
| 12番 尾形陽一郎委員、 | 14番 多田仁一委員、 |
| 15番 佐々木吉司委員、 | 17番 岩淵弘委員、  |
| 18番 佐々木弘委員、  | 19番 佐藤勝委員、  |
| 20番 狩野和義委員、  | 24番 鈴木康則 会長 |

### 2 欠席委員 (6名)

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 2番 大黒昭夫委員、  | 13番 及川正一委員、      |
| 16番 菅原英俊委員、 | 21番 秋山憲義委員、      |
| 22番 米山嘉彦委員、 | 23番 黒澤光啓 会長職務代理者 |

### 3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	昭	仁
事務局長補佐	阿部	泰	憲
農地農政係 主査	白鳥		峻
農地農政係 主査	千葉	美	香
農地農政係 主事	千葉	和	哉
農地農政係 主事	菅原	佑	太

( 午後1時30分 開会)

#### 議長

ご起立願います。「ご苦勞様です。」ご着席願います。  
ただいまから、令和2年 第1回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

#### 議長

ただいまの出席委員は、18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 議長

欠席の通告があります。  
議席番号2番 大黒 昭夫 委員、議席番号13番 及川 正一 委員、議席番号16番 菅原 英俊 委員、議席番号21番 秋山 憲義 委員、議席番号22番 米山 嘉彦 委員、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から、所要のため欠席の通告があります。

#### 議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

#### 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、議席番号20番 狩野 和義 委員、  
議席番号1番 三浦 正勝 委員の両名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] —

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局から報告いたします。

## 事務局長補佐

議案資料に基づき、令和元年12月26日から令和2年1月29日までに実施した事務・事業等の報告並びに令和2年1月30日から令和2年3月10日までに予定している事務・事業等について説明。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 6, 214㎡、現在、何も作付けされていない転作田が排水不良となっていることから、盛土による排水条件の改善を図り、完了後は、転作田として永年性牧草を作付けする旨の1案件を説明。

## 議長

次に、去る1月22日、議席番号9番 曾根 金雄 委員、農地利用最適化推進委員の熊谷 初美 委員及び 佐藤 秀男 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結

果の報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 初美 推進委員から報告願います。

### 熊谷 初美 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届の番号1番について、去る1月22日に現地確認を行ってきました。

申請地は、約60a水田でもう既に残土が盛られている状況でありましたが、乗り入れする道路よりも低く、盛り土することにより乗り入れが簡単にできるように見受けられました。また、周辺は、草地や水田となっており、周りに与える影響もなく、特に問題はないものと見てまいりましたので、報告いたします。

### 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

### 議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から11番までの11案件、第2区の番号12番から29番までの18案件、第3区の番号30番から37番までの8案件、併せて37案件について、事務局から報告いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 2, 758㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、高清水地区の田7筆 3, 569㎡、新たに賃貸借権設定を行うためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号3番は、高清水地区の田2筆 6, 256㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号4番は、高清水地区の畑1筆 942㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号5番は、一迫地区の田2筆 5, 531㎡、畑1筆 142㎡、合計 5, 673㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号6番は、一迫地区の田2筆 6202㎡、

番号7番は、一迫地区の田1筆 3, 624㎡、

番号8番は、一迫地区の田1筆 377㎡、

番号9番は、一迫地区の田4筆 11, 414㎡、いずれも、双方合意による基盤法の

賃貸借権設定解約の4案件、

番号10番は、瀬峰地区の田3筆 2, 239㎡、

番号11番は、瀬峰地区の田7筆 17, 940㎡、いずれも、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

第2区の番号12番は、若柳地区の田2筆 5, 627㎡、新たに賃貸借権設定を行うためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号13番は、若柳地区の田1筆 89㎡、

番号14番は、若柳地区の田15筆 29, 097㎡、

番号15番は、若柳地区の田3筆 1, 676㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の3案件、

番号16番は、若柳地区の田7筆 5, 922㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号17番は、若柳地区の田9筆 5, 036.59㎡、

番号18番は、若柳地区の田1筆 1, 026㎡、いずれも、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号19番は、金成地区の田8筆 6, 259㎡、

番号20番は、金成地区の田14筆 11, 114㎡、いずれも、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号21番は、金成地区の田2筆 2, 027㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号22番は、金成地区の田3筆 3, 342㎡、贈与のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号23番は、金成地区の田7筆 10, 631㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号24番及び25番は関連で、金成地区の田30筆 26, 146㎡、売買のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号26番及び27番も関連で、金成地区の田24筆 21, 733㎡、売買のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号28番は、志波姫地区の畑1筆 363㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号29番は、志波姫地区の田9筆 4, 009㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号30番は、栗駒地区の田22筆 20, 800㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号31番は、栗駒地区の田21筆 18, 959㎡、

番号32番は、栗駒地区の田1筆 219㎡、いずれも、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号33番は、栗駒地区の田8筆 9, 435㎡、  
番号34番は、栗駒地区の田8筆 16, 885㎡、  
番号35番は、栗駒地区の田20筆 18, 992㎡、  
番号36番は、栗駒地区の田1筆 3, 084㎡、  
番号37番は、栗駒地区の田1筆 2, 954㎡、いずれも、双方合意による基盤法の  
賃貸借権設定解約の5案件、  
以上、37案件を説明報告。

### 議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

### 議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。

第2区の番号1番から5番までの5案件、第3区の番号6番の1案件、併せて6案件について、事務局から報告いたします。

### 事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田2筆 5, 845㎡、売買及び新たに賃貸借権設定を行うためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、若柳地区の田1筆 91㎡、贈与のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

番号3番及び4番は関連で、金成地区の畑4筆 1, 420㎡、売買のためによる農地中間管理事業の使用貸借権設定解約の2案件、

番号5番は、志波姫地区の畑3筆 3, 935㎡、贈与のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号6番は、栗駒地区の田3筆 9, 780㎡、畑1筆 368㎡、合計 10, 148㎡、贈与のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

以上、6案件を説明報告。

### 議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

### 議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題としま

す。

初めに、第1区の番号1番から9番までの9案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田3筆 2, 589㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 130㎡、耕作利便を図るためによる所有権移転贈与の1案件、

番号3番は、築館地区の田4筆 8, 439㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号4番は、高清水地区の畑1筆 942㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号5番は、一迫地区の田1筆 87㎡、

番号6番は、一迫地区の畑6筆 3, 555㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号7番及び8番は関連案件で、

番号7番は、一迫地区の田2筆 3, 487㎡の内、3, 471.85㎡、営農型太陽光発電施設関連で経営規模拡大のためによる地上権設定の1案件、

番号8番は、一迫地区の田2筆 3, 487㎡、営農型太陽光発電施設を設置するためによる区分地上権設定の1案件、

番号9番は、瀬峰地区の田6筆 6, 260㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

以上、9案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号9番 曾根 金雄 委員から報告願います。

### 9番 曾根 金雄 委員

議案第1号について、去る1月22日に書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、9件の内、労力不足による所有権移転売買が4件、耕作利便等による贈与が1件、賃貸借権設定が2件、経営規模拡大や営農型太陽光発電設備関連の地上権設定が2件となっており、許可にあたっては、全部効率要件や地域緩和要件等、特に問題はないものと判断して参りました。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

はい、1番 三浦 正勝 委員。

1番 三浦 正勝 委員

番号7番の案件について、太陽光発電設備関連の案件で、後で農地法第5条許可にもでてくると思いますが、周辺農地所有者からの同意は、どうなっているのか伺う。

議長

事務局説明。

事務局

周辺からの同意について、同意書の提出はいただいているが、営農型太陽光発電設備を設置する上で周辺農地に与える影響について申請図面等で確認し、日陰等で周辺農地に与える影響は軽微なものと確認したことから、今回の申請に至ったものであります。

なお、番号7番及び8番の案件は、区分地上権の設定案件でありますので、詳しくは、第5条許可案件で説明いたします。

議長

よろしいですか。1番 三浦 正勝 委員。

1番 三浦 正勝 委員

営農型太陽光発電設備ということであるが、営農するのは、ブルーベリーですか。

議長

事務局説明。

事務局

そのとおりであります。

議長

よろしいですか。1番 三浦 正勝 委員。



1番 三浦 正勝 委員

今回の案件の関係者については、先にも同様の案件があり、既に田んぼの真ん中に太陽光発電設備を設置し、売電しているようであるが、ブルーベリーを作付けした経緯が見受けられない。地元では、田んぼの真ん中にも太陽光発電設備を設置できるという声も広がってきている。農業委員会としては、周辺農地に与える影響等のチェック体制を強化しながら対応していかなければならないと思います。これは、意見でありますので、答えは要りません。

議長

他にありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号10番から20番までの11案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号10番は、若柳地区の田2筆 1, 393㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号11番は、若柳地区の田1筆 91㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号12番は、若柳地区の田2筆 5, 627㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

番号13番は、若柳地区の田4筆 3, 079㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号14番は、若柳地区の田7筆 15, 661㎡、畑4筆 2, 406㎡、合計 18, 067㎡、親子間の経営継承による使用貸借権設定の1案件、

番号15番は、金成地区の田12筆 27, 943㎡、畑4筆 2, 920㎡、合計 30, 863㎡、

番号16番は、金成地区の田34筆 307, 395㎡、畑23筆 194, 718㎡、合計 502, 113㎡の内、持分139分の1、いずれも、親子間の経営継承による所有権移転贈与の2案件、

番号17番は、金成地区の畑1筆 216㎡、

番号18番は、金成地区の田4筆 3, 580㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転贈与の2案件、

番号19番は、志波姫地区の田5筆 16,366㎡、畑3筆 3,996㎡、合計 20,362㎡、

番号20番は、志波姫地区の田1筆 3,123㎡、いずれも、親子間の経営継承による所有権移転贈与の2案件、

以上、11案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る1月23日、議席番号12番 尾形 陽一郎 委員、農地利用最適化推進委員の 上山 喜志雄 委員及び 佐々木 進 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号12番 尾形 陽一郎 委員から報告願います。

### 12番 尾形 陽一郎 委員

議案第1号 農地法第3条許可申請について、去る1月23日に書類審査による調査を行いましたので、報告いたします。

第2区の番号10番から20番までの11案件について、詳細は事務局から説明があったとおりであります。労力不足や耕作不便による売買や賃貸借、経営継承により贈与等となっており、許可にあたっては、全部効率要件や地域緩和要件に照らし合わせても特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしく願います。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号21番から28番までの8案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号21番は、栗駒地区の田4筆 7,427㎡、

番号22番は、栗駒地区の田1筆 219㎡、

番号23番は、栗駒地区の田2筆 3,425㎡、いずれも、経営規模拡大による所有権移転売買の3案件、

番号24番は、栗駒地区の田5筆 15, 677㎡、畑1筆 368㎡、合計 16,045㎡、

番号25番は、栗駒地区の田9筆 16,089㎡、いずれも、親子間の経営継承による所有権移転贈与の2案件、

番号26番は、栗駒及び一迫地区の田7筆 5,665㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号27番は、花山地区の田4筆 11,566㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

番号28番は、花山地区の田8筆 7,817㎡、畑3筆 2,343㎡、合計 10,160㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

以上、8案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長

次に、去る1月23日、議席番号15番 佐々木 吉司 委員、農地利用最適化推進委員の 伊藤 重行 委員及び 佐藤 みき 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、伊藤 重行 推進委員から報告願います。

### 伊藤 重行 推進委員

議案第1号について、去る1月23日に書類審査を行ってまいりましたので報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、番号21番、22番、23番は、労力不足による所有権移転、24番、25番は、経営継承による親子間の贈与、26番、27番、28番は、賃貸借設定であり、以上8案件の許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から

28番までの28案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から28番までの28案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

#### 議長

日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。

第3区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第3区の番号1番は、栗駒地区の畑1筆 211㎡を住宅用地として転用し、駐車場が不足していることから、自宅に近接する申請地に駐車場を造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨、なお、本案件は、農地パトロールで発覚した案件で、既に駐車場として利用しており、転用許可の経緯の調査を行いました。許可した経緯が見られなかったことから、始末書の提出をいただいた上で申請に至った旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

#### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号15番 佐々木 吉司 委員から報告願います。

#### 15番 佐々木 吉司 委員

議案第2号 農地法第4条許可申請の番号1番について、去る1月23日に現地確認を行ってまいりました。

詳細については事務局から説明があったとおりであり、転用申請の目的は、自宅の駐車場が狭いことから隣地の自己所有地に駐車場を造成するというものであり、現地を見ますと、もう既に3分の1程度が敷き砂利を施し一部駐車場として、残りは畑として利用されている状況でありました。今回の申請は、始末書を提出していただいた上で、周辺農地所有者からの同意も得ている案件となっており、周辺農地に与える影響もないものと確認し

て来ましたので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

### 議長

日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 287㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を造成するものであり、農地区分は、周囲が宅地等に囲まれた10ha以下の小集団で、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田2筆 3,487㎡の内15,15㎡を地上権設定により借り受け、支柱部分を業務用地として一時転用し、下部でブルーベリーを作付けする営農型

太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、農用区域に該当するが、営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用であるので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

#### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 秀男 推進委員から報告願います。

#### 佐藤 秀男 推進委員

議案3号 農地法第5条許可申請について、去る1月22日に現地調査を行ってまいりました。

番号1番の案件については、図面でもわかるように周りがほとんど宅地であり、申請地は、草刈が施された何も作付けされていない畑でありました。許可にあたっては特に問題はないものと見てまいりました。

番号2番の案件については、既に営農型太陽光発電設備を設置している現場も確認しながら現地を見てまいりました。カメムシ等の病害虫についても心配される件もありましたので、本人に確認してまいりましたが、病害虫については、防除しながら周辺農地に迷惑をかけないように対応するというものでありました。

以上であります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

#### 議長

はい、20番 狩野 和義 委員。

#### 20番 狩野 和義 委員

番号2番の案件について、周辺所有者からの同意は、農業委員会の立場として大原則必要と思われるが、周辺農地所有者に対し誠意ある説明などを行わなかったために、同意が得られなかったのか、その辺どうなっているのか伺う。

#### 議長

事務局説明。

## 事務局

今回の申請は、申請人から依頼を受けた代理人である行政書士からの申請であり、代理人には、周辺所有者からの同意を得て申請するよう指導したところではありますが、最終的に代理人からは、周辺所有者に説明したが、同意書の提出までは至らなかったとのことであります。その理由については、明らかにされませんでした。個人的な人間関係のもつれもあるのではないかと推測されますが、確認は取れていません。

## 議長

よろしいですか。20番 狩野 和義 委員。

### 20番 狩野 和義 委員

同意書の件については、個人的な人間関係のもつれということで、これ以上の質問いたしません。ブルーベリーの栽培について、ポット栽培による溶液栽培という説明であったが、溶液栽培を行う場合には、大掛かりな設備も必要と思われそうですが、その辺の内容についても説明があったのか、伺います。

## 議長

事務局説明

## 事務局

ブルーベリーの栽培については、申請人にもこれまで実績があるわけではないので、その辺についても確認を取っております。今回のブルーベリー栽培については、今まで営農型太陽光発電設備の下部でブルーベリーを作付けした実績のある業者が監修し、その指導のもとにブルーベリーの栽培に望むということで計画が提出されております。

また、栽培を開始する時期については、具体的に示されておきませんが、営農型太陽光発電設備を行う場合は、毎年2月末までにその生育状況を報告することになっておりますので、生育状況については、その報告書で確認し、栽培する時期については、後で確認することとします。

## 議長

よろしいですか。20番 狩野 和義 委員。

### 20番 狩野 和義 委員

私もブルーベリーを作付けした経緯があり、ブルーベリーを栽培する場合には、病害虫の薬剤散布や野鳥対策が必要となる。一番心配されるのは、薬剤散布などにおいて、風向きなどにより周辺農地に与える影響も大きいのではないかとと思われる。今回の案件については、周辺農地所有者から同意書の提出もないということであり、その辺の対策や問題を

きちんと話し合った中でやらないと近隣の同意も得られないのではないかと思います。

また、許可することによって、農業委員会が営農型太陽光発電設備を推奨しているという風評も考えられる。まして、今回の申請地は、ほ場整備を行った田んぼの真ん中であり風評被害になりかねない場所である。営農型太陽光発電設備については、そういうことを考えながら対応していかなければならない案件だと思いますので、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

## 議長

皆さんの意見を伺いたいということではありますが、まず、事務局から説明します。

## 事務局

農地に支柱を立てて、営農をしながら上部で太陽光発電設備を設置する場合の転用許可制度は、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る観点からも、農地法で認められている制度ということをもまず理解していただきたいと思います。

また、転用の許可にあたっては、営農の適切な継続が確保され、周辺農地の効率的な利用等に支障をおよぼすおそれがないこととされており、義務付けではありませんが、これまで本農業委員会では、隣地者の同意書を添付の上、申請していただきたい旨の指導を行ってきたところであります。

しかしながら、今回の案件につきましては、先ほども説明しましたが隣地者に説明したにもかかわらず、同意書の提出まで至らなかったとのことであり、また、太陽光発電設備を設置する段階において、周辺農地に影響をおよぼすおそれがないように計画したとのことでありましたので、申請を受付した経緯となっております。ご理解をお願いします。

## 議長

はい、3番 阿部 一信 委員。

## 3番 阿部 一信 委員

皆さんは、太陽光発電設備の下部で栽培するブルーベリーの周辺農地への影響だけを議論しているようであるが、逆に、周辺農地からブルーベリーに与える影響も考えられますので、その辺については、隣接者から逆に話し合いのもと、解決していかなければならない問題ではないでしょうか。

## 議長

只今の意見は、逆の場合もあるという意見でありました。

はい、20番 狩野 和義 委員。



## 20番 狩野 和義 委員

まったく、阿部 委員の言うとおりであり、ブルーベリーから稲作、稲作からブルーベリーと両方での影響が考えられますので、隣接者との信頼関係がなければ、長続きしないのではないかと考えます。このことから、同意書の添付を義務つけて提出していただくよう事務局から指導できないでしょうか。

## 議長

事務局説明。

## 事務局

今回の申請は、営農型太陽光発電設備設置に伴う、地上権設定の一時転用案件であります。作付けする作物が周辺農地に与える影響についての審議も大切かとは思いますが、転作田等にブルーベリーを作付けする場合等については、農業委員会への申請等も必要ありませんので、太陽光発電設備を設置する上で、周辺農地に与える影響についての審議をお願いします。

## 議長

はい、18番 佐々木 弘 委員。

## 18番 佐々木 弘 委員

確かに、狩野委員、阿部委員、事務局が言うことは理解できますが、営農型太陽光発電設備に係る一時転用は、あくまでも営農を継続して行わなければなりませんので、営農が継続して行われているかを確認しながらの対応だと思います。もし、営農が継続されていないような場合は、農業委員会の立場として撤去命令により対処しなければならないと思います。

今回の場合は、周辺農地に影響を与えないよう日陰の状況にも考慮しながらの申請となっており、それは認めざるを得ないと思います。ただ、本当にブルーベリーを栽培するかをきちんと見極めながら対応していかなければならないと思います。

## 議長

はい、5番 岩淵 敬一 委員。

## 5番 岩淵 敬一 委員

狩野委員、阿部委員、先ほどの三浦委員の話も、農業を振興する上では理解できる話がありますが、営農型太陽光発電については、新しく法律と認められた制度であり、この制度の範囲内で申請された案件を、農業委員会として却下した場合の問題のほうが大きいのではないかと思います。佐々木委員が話したとおり、太陽光発電設備は3年毎に見直すわ

けでありますので、その辺をしっかりと監視しながら、今回の案件は、通すべき案件と考えます。

## 議長

はい、事務局説明。

## 事務局

補足説明させていただきます。

先ほど、三浦委員から他の場所でも営農型太陽光発電設備を設置し稼働しているという話がありましたが、農業委員会には、1月に転用許可後の工事完了報告書が提出されております。また、営農の状況については、2月末までの報告となっておりますので、その時点で確認をとっていくことにします。

なお、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、撤去命令等について、許可権限者である県に報告することとします。

## 議長

はい、3番 阿部 一信 委員。

### 3番 阿部 一信 委員

この案件がうまくいけば、農業として画期的な農業経営になると思います。今回の営農は、ポット栽培によるブルーベリーということであり、収穫までは3年ぐらいかかるかもわかりませんが、営農型は、ブルーベリーでも牧草でも、何の作物でもかまわないわけがありますので、栽培の状況を確認していただくようお願いします。

## 議長

はい、1番 三浦 正勝 委員。

### 1番 三浦 正勝 委員

営農型太陽光発電は、農水省の通達を見ると、最初営農型はなく、地域の担い手農家が遊休農地を活用しながら、遊休農地の解消と売電収入により農業の活性化が図られるように新たに創られた制度であります。今回、栽培を行おうとする者が、地域に根ざした認定農業者になるという意識があって、地域の皆さんと仲良く農業をやろうという、まさに制度の趣旨に即した考え方であればよいと思います。しかし今回の申請は、農水省の考え方を拡大解釈した申請のように見受けられるところもあり、制度の趣旨とは違うように思われます。いろんな面で、周りに対する影響や地域の調和を保ちながらやるという趣旨で、少なくとも認定農業者になるとか、地域での話し合いを持つとか、実績をきちっと作ってもらうという意味で、当面実績を見つめながら、国の趣旨どおりに運用されるかどうか、

時間がかかる場所もありますけれど、私は、地元農業委員としてしっかり巡回しながら、また、話し合いをしていかなければと思っております。

また、このような事例が多く出て来ると、先ほど狩野委員が話したとおり、農業委員会が営農型太陽光発電設備を推奨しているという風評になっても大変でありますので、今後、営農型太陽光発電設備に関しては、地域の調和とか営農の確実性などを見極めて判断する基準を持つ必要があると思います。単に、制度に合っているから認めると言うだけではなく、制度の趣旨を十分に踏まえて、地域の話し合いのもと、農地のど真ん中ではなく端で行うとか、日陰を極力少なくするとか、協議、話し合いを行いながら計画していかなければ、地域農業の発展も図られていかないと思います。

いずれにしろ、今回の案件は、許可要件がクリアされているということであれば、当面は認めなければならないと思いますが、今後、しっかり生育状況の実績を確認し、3年以内に実績がないようであれば、厳重なる指導を行っていかなければならないと受け止めております。

#### 議長

番号2番の案件については、営農型の3年間の一時転用の案件でありますので、皆さんから意見が合ったとおり、3年間の営農実績を確認しながら、実績がなければ、撤去命令も含め厳しい指導を行っていくこととしてよろしいですか。

—「異議なし」—

#### 議長

他に、質疑ありませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から5番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の畑1筆 225㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、住宅への通路及び駐車場を造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、既存敷地の2分の1に該当することから、不許可の例外規定で取り扱う旨、なお、本案件は、先代が住宅を建築した再、一部を通路として利用していたことから、始末書の提出をいただいた上で申請に至った旨の1案件、

番号4番は、若柳地区の畑2筆 424㎡を伯母からの所有権移転贈与により譲り受け、住宅用地として転用し、集合住宅及び駐車場を造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の第1種居住用地に指定されていることから、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号5番は、志波姫地区の畑1筆 1,915㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は宅地等に囲まれた10ha以下の小集団で、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、  
以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

### 佐々木 進 推進委員

農地法第5条申請について、去る1月23日に事務所で処理審査後、現地に出向き確認してまいりました。

番号3番から5番までの3案件について、只今、事務局から説明あったとおりであり、許可にあたっては、特に問題ないものと判断してきました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から5番までの5案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号

1 番から 5 番までの 5 案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

#### 議長

ここで、午後 2 時 5 5 分まで休憩とします。

(休憩 午後 2 時 4 8 分から 2 時 5 5 分まで)

#### 議長

それでは、休憩をとき、会議を再開します。(午後 2 時 5 5 分)

日程第 10、議案第 4 号、農用地利用集積計画について、を議題とします。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第 1 区の番号 9 番の 1 案件を審議します。

議席番号 6 番 佐竹 きみ子 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

#### 議長

暫時休憩します。(午後 2 時 5 5 分) (6 番 佐竹 きみ子 委員 退席)

#### 議長

会議を再開します。(午後 2 時 5 5 分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第 1 区の番号 9 番は、築館地区の田 4 筆 7, 107 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 3, 814 m<sup>2</sup>、合計 10, 921 m<sup>2</sup>、更新の賃貸借権設定である旨の 1 案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第 4 号 農用地利用集積計画についての、番号 9 番の 1 案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

**議長**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号9番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

**議長**

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員の入場を許可します。

**議長**

暫時休憩します。(午後 2時58分)

**議長**

会議を再開します。(午後 2時58分)

次に、第2区の番号74番の1案件を審議します。

議席番号3番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

**議長**

暫時休憩します。(午後 2時59分) (3番 阿部 一信 委員 退席)

**議長**

会議を再開します。(午後 2時59分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第2区の番号74番は、金成地区の田5筆 5, 195㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号74番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号74番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

## 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号3番 阿部 一信 委員の入場を許可します。

## 議長

暫時休憩します。(午後 3時01分)

## 議長

会議を再開します。(午後 3時01分)

次に、第2区の番号76番及び77番の2案件を審議します。

議席番号14番 多田 仁一 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

## 議長

暫時休憩します。(午後 3時02分)(14番 多田 仁一 委員 退席)

## 議長

会議を再開します。(午後 3時02分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号76番は、金成地区の田12筆 17,042㎡、

番号77番は、金成地区の田2筆 5,800㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号76番及び77番の2案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号76番及び77番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

## 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号14番 多田 仁一 委員の入場を許可します。

## 議長

暫時休憩します。(午後 3時04分)

## 議長

会議を再開します。(午後 3時04分)

次に、第2区の番号78番及び79番の2案件を審議します。

議席番号19番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

## 議長

暫時休憩します。(午後 3時05分) (19番 佐藤 勝 委員 退席)

## 議長

会議を再開します。(午後 3時05分)



それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号78番は、金成地区の田4筆 4, 679㎡、  
番号79番は、金成地区の田10筆 8, 774㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定で  
ある旨の2案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。  
それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号78番及び79番の2案  
件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

### 議長

ご異議なしと認めます。  
よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号78番及び7  
9番の2案件は、原案を可とすることに決しました。  
なお、その旨、栗原市長に通知します。

### 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号1  
9番 佐藤 勝 委員の入場を許可します。

### 議長

暫時休憩します。(午後 3時08分)

### 議長

会議を再開します。(午後 3時08分)  
次に、第2区の番号92番及び93番の2案件を審議します。  
議席番号18番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願いま

す。

**議長**

暫時休憩します。(午後 3時09分) (18番 佐々木 弘 委員 退席)

**議長**

会議を再開します。(午後 3時09分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第2区の番号92番は、志波姫地区の田2筆 2, 937㎡、  
番号93番は、志波姫地区の田6筆 15, 001㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定  
である旨の2案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

**議長**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号92番及び93番の2案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

**議長**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号92番及び93番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

**議長**

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号18番 佐々木 弘 委員の入場を許可します。

## 議長

暫時休憩します。(午後 3時11分)

## 議長

会議を再開します。(午後 3時11分)

次に、第1区の番号1番から8番までの8案件、番号10番から47番までの38案件、併せて46案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 14, 184㎡、  
番号2番は、築館地区の田1筆 2, 997㎡、  
番号3番は、築館地区の田1筆 3, 000㎡、  
番号4番は、築館地区の田5筆 11, 413㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号5番は、築館地区の田4筆 8, 400㎡、  
番号6番は、築館地区の田3筆 8, 644㎡、  
番号7番は、築館地区の田2筆 6, 028㎡、  
番号8番は、築館地区の田3筆 9, 744㎡、  
番号10番は、築館地区の田4筆 10, 562㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号11番は、高清水地区の田6筆 4, 441㎡、所有権移転売買である旨の1案件  
番号12番は、高清水地区の田2筆 6, 256㎡、  
番号13番は、高清水地区の田7筆 3, 569㎡、  
番号14番は、高清水地区の田3筆 1, 259㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号15番は、高清水地区の田3筆 4, 622㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件

番号16番は、高清水地区の田12筆 21, 306㎡、  
番号17番は、高清水地区の田13筆 10, 444㎡、  
番号18番は、高清水地区の田21筆 15, 567㎡、  
番号19番は、高清水地区の田1筆 4, 665㎡、  
番号20番は、高清水地区の田2筆 6, 166㎡、  
番号21番は、高清水地区の田2筆 7, 329㎡、  
番号22番は、高清水地区の田16筆 14, 408㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号23番は、一迫地区の田8筆 5, 013㎡、畑1筆 855㎡、合計 5, 86

8 m<sup>2</sup>、

番号24番は、一迫地区の田1筆 1, 800 m<sup>2</sup>、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号25番は、一迫地区の田2筆 3, 268 m<sup>2</sup>、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件

番号26番は、一迫地区の田70筆 29, 423 m<sup>2</sup>、畑1筆 566 m<sup>2</sup>、合計 29, 989 m<sup>2</sup>、

番号27番は、一迫地区の田16筆 10, 989 m<sup>2</sup>、

番号28番は、一迫地区の田3筆 3, 283 m<sup>2</sup>、

番号29番は、一迫地区の田2筆 2, 084 m<sup>2</sup>、

番号30番は、一迫地区の田1筆 4, 916 m<sup>2</sup>、畑3筆 1, 812 m<sup>2</sup>、合計 6, 728 m<sup>2</sup>、

番号31番は、一迫地区の田3筆 3, 996 m<sup>2</sup>、

番号32番は、一迫地区の田5筆 10, 741 m<sup>2</sup>、

番号33番は、一迫地区の田6筆 6, 900 m<sup>2</sup>、

番号34番は、一迫地区の田7筆 14, 594 m<sup>2</sup>、

番号35番は、一迫地区の田1筆 1, 081 m<sup>2</sup>、

番号36番は、一迫地区の田3筆 3, 870 m<sup>2</sup>、

番号37番は、一迫地区の田7筆 9, 355 m<sup>2</sup>、

番号38番は、一迫地区の田1筆 983 m<sup>2</sup>、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の13案件、

番号39番は、瀬峰地区の田3筆 2, 239 m<sup>2</sup>、

番号40番は、瀬峰地区の田8筆 18, 885 m<sup>2</sup>、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、

番号41番は、瀬峰地区の田1筆 531 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号42番は、瀬峰地区の田1筆 3, 071 m<sup>2</sup>、

番号43番は、瀬峰地区の田1筆 1, 342 m<sup>2</sup>、

番号44番は、瀬峰地区の田9筆 4, 167 m<sup>2</sup>、畑2筆 1, 128 m<sup>2</sup>、合計 5, 295 m<sup>2</sup>、

番号45番は、瀬峰地区の田10筆 10, 100 m<sup>2</sup>、

番号46番は、瀬峰地区の田1筆 1, 445 m<sup>2</sup>、畑1筆 1, 406 m<sup>2</sup>、合計 2, 851 m<sup>2</sup>

番号47番は、瀬峰地区の田6筆 9, 789 m<sup>2</sup>、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の6案件、

以上、46案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号48番から73番までの26案件、番号75番の1案件、番号80番から91番までの12案件、番号94番から101番までの8案件、併せて47案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号48番は、若柳地区の田1筆 1, 026㎡、  
番号49番は、若柳地区の田7筆 3, 643.59㎡、  
番号50番は、若柳地区の田1筆 1, 002㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号51番は、若柳地区の田1筆 4, 843㎡、  
番号52番は、若柳地区の田47筆 27, 786㎡、  
番号53番は、若柳地区の田9筆 5, 828㎡、  
番号54番は、若柳地区の田4筆 2, 164㎡、  
番号55番は、若柳地区の田2筆 1, 541㎡、  
番号56番は、若柳地区の田18筆 10, 771㎡、  
番号57番は、若柳地区の田4筆 11, 033㎡、  
番号58番は、若柳地区の田5筆 9, 604㎡、  
番号59番は、若柳地区の田7筆 7, 850㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の9案件、

番号60番は、若柳地区の田5筆 5, 077㎡、  
番号61番は、若柳地区の田5筆 5, 136㎡、  
番号62番は、若柳地区の田20筆 11, 054㎡、  
番号63番は、若柳地区の田33筆 19, 331㎡、  
番号64番は、若柳地区の田10筆 10, 615㎡、  
番号65番は、若柳地区の田1筆 506㎡、  
番号66番は、若柳地区の田9筆 5, 255㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号67番は、金成地区の田2筆 2, 027㎡、

番号68番は、金成地区の田30筆 26, 146㎡、  
番号69番は、金成地区の田7筆 10, 631㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号70番は、金成地区の田13筆 10, 124㎡、  
番号71番は、金成地区の田6筆 5, 558㎡、  
番号72番は、金成地区の田1筆 3, 658㎡、  
番号73番は、金成地区の田4筆 3, 005㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号75番は、金成地区の田3筆 7, 417㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件

番号80番は、金成地区の田1筆 2, 000㎡、  
番号81番は、金成地区の田5筆 11, 382㎡、  
番号82番は、金成地区の田1筆 1, 900㎡、  
番号83番は、金成地区の田25筆 19, 518㎡、  
番号84番は、金成地区の田3筆 3, 791㎡、  
番号85番は、金成地区の田3筆 9, 459㎡、  
番号86番は、金成地区の田2筆 11, 339㎡、  
番号87番は、金成地区の田1筆 8, 255㎡、  
番号88番は、金成地区の田1筆 2, 000㎡、  
番号89番は、金成地区の田3筆 14, 322㎡、  
番号90番は、金成地区の田1筆 8, 232㎡、  
番号91番は、金成地区の田3筆 12, 649㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の12案件、

番号94番は、志波姫地区の田1筆 1, 640㎡、  
番号95番は、志波姫地区の田2筆 3, 078㎡、  
番号96番は、志波姫地区の田4筆 6, 999㎡、  
番号97番は、志波姫地区の田5筆 4, 879㎡、  
番号98番は、志波姫地区の田5筆 4, 231㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号99番は、志波姫地区の田3筆 12, 521㎡、  
番号100番は、志波姫地区の田8筆 9, 648㎡、  
番号101番は、志波姫地区の田3筆 2, 580㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、

以上、47案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号102番から131番までの30案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号102番は、栗駒地区の田9筆 12, 653㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号103番は、栗駒地区の田17筆 21, 435㎡、

番号104番は、栗駒地区の田6筆 7, 992㎡、

番号105番は、栗駒地区の田25筆 23, 523㎡、畑3筆 726. 14㎡、合計 24, 249. 14㎡、

番号106番は、栗駒地区の田8筆 11, 214㎡、

番号107番は、栗駒地区の田6筆 10, 094㎡、

番号108番は、栗駒地区の田3筆 2, 736㎡、

番号109番は、栗駒地区の田3筆 770㎡、

番号110番は、栗駒地区の田9筆 11, 365㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の8案件、

番号111番は、栗駒地区の田4筆 3, 688㎡、

番号112番は、栗駒地区の田9筆 13, 974. 28㎡、畑6筆 3, 212. 72㎡、合計 17, 187㎡、

番号113番は、栗駒地区の田4筆 6, 516㎡、

番号114番は、栗駒地区の田2筆 3, 754㎡、

番号115番は、栗駒地区の田6筆 11, 832㎡、

番号116番は、栗駒地区の田17筆 19, 468㎡、

番号117番は、栗駒地区の田12筆 12, 506㎡、

番号118番は、栗駒地区の田16筆 35, 053㎡、畑10筆 4, 733㎡、合計 39, 786㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の8案件、

番号119番は、栗駒及び鶯沢地区の田52筆 37, 673. 56㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号120番は、鶯沢地区の田2筆 2, 311㎡、

番号121番は、鶯沢地区の田4筆 2, 758㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号122番は、鶯沢地区の田3筆 1, 985㎡、  
番号123番は、鶯沢地区の田1筆 741㎡、  
番号124番は、鶯沢地区の田25筆 39, 149㎡、  
番号125番は、鶯沢地区の田6筆 8, 189㎡、  
番号126番は、鶯沢地区の田3筆 1, 529㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の5案件、  
番号127番は、鶯沢地区の田4筆 4, 336㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、  
番号128番は、鶯沢地区の田3筆 3, 247㎡、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、  
番号129番は、花山地区の田8筆 3, 463㎡、  
番号130番は、花山地区の田2筆 1, 260㎡、  
番号131番は、花山地区の田20筆 9, 832㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、  
以上、30案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

次に、本日追加しました第2区の番号132番及び133番の2案件を審議します。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第2区の番号132番は、若柳地区の田3筆 15, 677㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、  
番号133番は、金成地区の田25筆 21, 439㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、  
以上、2案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。



—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から8番までの8案件、番号10番から73番までの64案件、番号75番の1案件、番号80番から91番までの12案件、番号94番から131番までの38案件、本日追加しました番号132番及び133番の2案件、併せて125案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から8番までの8案件、番号10番から73番までの64案件、番号75番の1案件、番号80番から91番までの12案件、番号94番から131番までの38案件、本日追加しました番号132番及び133番の2案件、併せて125案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

### 議長

日程第11、議案第5号 非農地証明願について、を議題とします。

第1区の番号1番から3番までの3案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 289㎡、願出地は、先代である父が昭和61年ごろに、隣接地の工務店に駐車場として貸し与え、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番及び3番は、関連案件で、

番号2番は、築館地区の畑1筆 41㎡、願出地は、昭和52年ごろ、親戚が隣地に住宅を新築した際に車庫を併設し、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、築館地区の畑2筆 115㎡、願出地は、昭和52年ごろ、自宅を新築した際に宅地への進入路として整備し、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を

願い出た旨の1案件、  
以上、3案件を説明。

### 議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、熊谷 初美 推進委員から報告願います。

### 熊谷 初美 推進委員

議案第5号 非農地証明願について、去る1月22日に現地を確認してきましたので、報告します。

番号1番は、もう既に、隣接する工務店の駐車場として約30年間利用されており、申請地の南側は、市道を挟んで田となっておりますが、申請地側は、住宅が建ち並んでおりましたので、農地に与える影響はないものと見てまいりました。

番号2番及び3番は、築館の住宅密集地に居宅を新築した、約40年前から車庫の一部及び通路として利用されており、申請地は、住宅密集地でありますので、農地に与える影響はないものと見てまいりました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号、非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

## 議長（会長）

日程第12、本日追加議案として提出しました、議案第6号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第2区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

借り受け人は、全て農地中間管理機構となります。

第2区の番号1番は、議案第4号 農用地利用集積計画についての番号132番関連案件で、若柳地区の田3筆 15, 677㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号2番は、同議案 農用地利用集積計画についての番号133番関連案件で、金成地区の田25筆 21, 439㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、2案件を説明。

## 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、農用地利用配分計画についての、番号1番及び2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第6号 農用地利用配分計画についての、番号1番及び2番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

**議長（会長）**

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第1回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時33分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員